

平成23年度税制改正大綱

～所得税～

平成23年税制改正大綱が、政府の閣議決定をへて平成22年12月16日に公表されました。その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

1. 給与所得控除の見直し

(1) 給与所得控除の上限設定

給与所得控除については、給与収入1,500万円まで頭打ちとなります。

給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円が設けられます。(一律245万円)

(2) 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

役員給与等に係る給与所得控除については、給与収入が2,000万円を超えると、控除額が245万円から徐々に縮小します。

給与収入が4,000万円超は1/2の額(125万円)

給与収入が2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分を含め調整的・段階的に控除額を縮減します。

給与収入に応じて減らす仕組みで、下記のとおりです。

- ① 2,000万円以下
一般従業員と同じ控除
- ② 2,000万円超～2,500万円以下
245万円 -
(収入金額 - 2,000万円 = 超過額 × 12%)
- ③ 2,500万円超～3,500万円以下
185万円
- ④ 3,500万円超～4,000万円以下
185万円 -
(収入金額 - 3,500万円 = 超過額 × 12%)
- ⑤ 4,000万円超
125万円

この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

2. 特定支出控除の見直し

特定支出控除を使いやすくする観点から、特定支出の範囲を拡大し、特定支出控除の適用判定の基準が見直しされました。

(1) 特定支出控除の範囲の拡大

- ① 弁護士・公認会計士・税理士・弁理士などの資格取得費を特定支出の範囲に追加する。
- ② 勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費・職務上の団体の経費)
※勤務必要経費の金額の合計額が65万円を超える場合は65万円

(2) 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

「勤務費用の概算控除」部分、すなわち給与所得控除の2分の1の額とし、給与所得者の実額控除の機会を拡大します。

その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合（現行＝給与所得控除額を超える場合）は、その超える部分の金額を給与所得控除に加算することができます。

- ① その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合
その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- ② その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合
125万円

この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

3. 退職所得課税の見直し

勤続年数が5年以下の法人役員の退職手当等については、2分の1課が廃止されます。

この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

4. 成年扶養控除の見直し

現行制度では、23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除（成年扶養控除）は、被扶養者が一定の年齢であれば一律に適用されています。

しかしながら、本来、成年者は基本的に独立して生計をたてるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必用な存在として一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しいとの考えから、成年扶養控除の見直しが行われます。

23歳から69歳の扶養親族に係る成年扶養控除については、障害者等や65歳以上の高齢者、学生については、引き続き控除の対象とする。

合計所得金額400万円以下の扶養者については、扶養による担税力の減殺に配慮し、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き扶養控除の対象とする。

合計所得金額400万円を境目として、税負担が急増しないよう、調整措置が講じられます。それ以外の場合については、扶養親族1人につき38万円の成年扶養控除が廃止されます。

この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

5. 配偶者控除

配偶者控除については、抜本的な見直しについて、今後さらに検討が行われます。

6. 年金所得者の申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が20万円以下の者について申告不要制度が創設されます。

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

7. 金融証券税制

金融証券税制については、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率（所得税7%・住民税3%）を平成25年12月31日まで2年間延長し、平成26年1月から20%（所得税15%・住民税5%）本則課税とします。